9月定例町議会

国保条例の一部改正や補正予算など11議案が可決

9月10日から20日までの11日間を会期として、9月定例町議会が開催されました。

今議会では、国保条例の一部改正や補正予算など11議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

また、各会計の平成13年度歳入歳出決算認定については、委員会付託され継続審議となりました。

★議案

▼専決処分の承認

地方税法の一部を改正する法律が、8月1日から施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正した。

改正内容は、法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人町民税について、従前どおり単体法人を納税単位とするため、法人税割の課税標準を個別帰属法人税額とする等、所要の整備を図った。

▼特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

10月1日から施行される横芝町情報公開条例に基づいて設置される情報公開審査会の委員として弁護士を委嘱するため、その報酬額について定めた。

▼横芝町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

健康保険法等の改正に伴い、10月1日から3歳未満の乳幼児及び70歳以上の者の一部負担金の割合が改正されるので、本条例の一部について所要の改正を行った。

▼横芝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険税の所得割の算定にあたり、給与所得特別控除及び公的年金等特別控除を廃止する一方、青色専従者給与等控除及び長期譲渡所得等特別控除を適用するなど、所得控除の見直しを行い、町民税等の課税ベースとの整合性を図った。

▼町の境界変更（松尾町）

▼町の境界変更（光町）

平成9年度から14年度にかけて県営ほ場整備事業北清水地区を施行した結果、横芝町と松尾町及び光町との間に境界変更の必要が生じたことについて、これを可とした。

▼平成14年度横芝町一般会計補正予算

県支出金、財産収入、特別会計繰入金、諸収入、町債及び前年度繰越金等を財源として、人事異動等に伴う人件費、情報通信施設整備費、住宅改築併行防音工事補助金、参議院議員補欠選挙費、第二保育所調理室改修工事費、上堺保育所通園バス購入費、道路新設改良費、防火水槽移転工事費、大総会館診療所改修工事費など1億6405万円を追加し、総額53億6727万千円とした。

▼平成14年度横芝町国民健康保険特別会計補正予算

前年度繰越金を財源として、平成13年度に超過交付された療養給付費交付金の返還を行うため808万7千円を追加し、総額12億2148万円とした。

▼平成14年度横芝町老人保健特別会計補正予算

支払基金交付金、国・県支出金及び前年度繰越金を財源として、平成13年度に超過歳入した一般会計繰入金の返還を行うため、519万千円を追加し、総額12億520万2千円とし